

## 熊本県産牛肉マークくまモンイラスト利用管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会（以下「協議会」という。）で利用する熊本県産牛肉マーク（以下「マーク」という。）へのくまモンイラスト利用及びそのマークデザインを使用した資材の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (「くまもとサプライズ」キャラクターとの関係)

第2条 くまモンイラストの利用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引き（以下、「くまモン利用規程等」という。）の趣旨を遵守することを条件に、本規程を適用し、くまモン利用規程等に定める手続きは不要とする。

### (マークの利用及びマークデザインを使用した資材の利用)

第3条 くまモンイラストを利用したマーク及びマークデザインは、別表「熊本県産牛肉マーク及びマークデザイン一覧」のとおりとする。

2 マークの利用に際しては、熊本県産牛肉及び取扱指定店設置に関する要領の第2条の名称・定義を満たした上で、協議会会員が取り扱う熊本県産牛肉に表示することができる。

3 マークデザインを使用した資材の利用に際しては、前項に定める熊本県産牛肉のPRを目的とすることとし、マークデザインのパーツ（くまもと黒毛和牛ロゴ、くまモンイラスト、個別銘柄ロゴ）ごとの分解や、パーツのデザイン変更は基本的に認めない。

但し、個別銘柄ロゴの書体や文字サイズ等の変更は、事前に畜産課に協議を行えばこの限りではない。

4 前項において、疑義が生じる場合は、畜産課からくまモングループに確認を行うこととする。

### (利用の申請)

第4条 マーク及びマークデザインを利用する者は、利用申請書（別記様式第1号）を知事に提出し、許諾を受けなければならない。

但し、新聞、テレビ、雑誌等報道関係者が報道を目的に利用する場合及び県が主体となって実施するイベント等で利用する場合はこの限りではない。

### (利用の許諾)

第5条 知事は、前条に基づく利用申請について、その内容を審査し、当該利用が県産牛肉の推進や県のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、知事は必要があるときは、マーク等の利用方法その他について、条件を付することができる。

2 知事は、マーク及びマークデザインの利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第2号）を申請者へ送付する。

### (マーク及びマークデザインの取扱い)

第6条 利用者は、自らシール印刷や資材の作成等を行い、利用する。

- 2 カラーで利用することとする。
- 3 利用料は、無料とする。

(許諾内容の変更)

第7条 利用許諾の内容について変更がある場合は、利用者は第4条に定める申請を再度行うこととする。

(許諾内容の取消)

第8条 知事は、許諾後に利用の実態が認められない等の疑義が生じた場合は、利用者に対し協議を行い、1年以上の利用の実態が認められない場合は、許諾の取消しを行うことができるものとする。

- 2 知事は、前項に定める他マーク及びマークデザインの利用がこの規程に反していると認められる場合は、許諾の取消しを行うことができるものとする。
- 3 知事は、前2項に定める許諾の取消しを行う場合、許諾取消し通知書(別記様式第3号)により通知する。
- 4 県は、許諾取消し等に伴う、損失等その他法律上の責任を一切負わない。

(利用の非独占性等)

第9条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを利用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第10条 県は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 県は、マークの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、マークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、マークの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第12条 知事は、マークの利用許諾の状況等について、広く利用推進を図る視点から、マークの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、熊本県農林水産部生産経営局畜産課が行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、マークの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月19日から適用する。

附 則

この規程の改正は、令和3年5月11日から適用する。

この規程の改正は、令和5年11月28日から適用する。

別記様式第1号

熊本県産牛肉マークくまモンイラスト利用申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所 〒

団体等の名称

代表者職氏名

熊本県産牛肉マークへくまモンイラストを利用したいので、下記及び添付書類のとおり申請します。

記

利用する 熊本県産牛肉マーク 又はマークデザイン (当てはまる番号に○)	1. くまもと黒毛和牛くまモン入りマーク 2. くまもとの味彩牛くまモン入りマーク 3. くまもと黒毛和牛くまモン入りマークデザイン 4. くまもとの味彩牛くまモン入りマークデザイン
利用の目的	
利用の内容	
特記事項	
連絡先	担当者職名：  電話番号：  E-MAIL：

添付書類

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 製造場所一覧または販売店舗一覧（任意様式）
- (3) 利用の状況が分かる完成見本等
- (4) その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号

熊本県産牛肉マークくまモンイラスト利用許諾書

畜第 号  
年 月 日

(申請者) 様

熊本県知事 氏 名

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり許諾します。

記

利用許諾する 熊本県産牛肉マーク 又はマークデザイン (当てはまる番号に○)	1. くまもと黒毛和牛くまモン入りマーク 2. くまもとの味彩牛くまモン入りマーク 3. くまもと黒毛和牛くまモン入りマークデザイン 4. くまもとの味彩牛くまモン入りマークデザイン
特記事項 (許可の条件)	

なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- 1 マークは、許諾を受けた熊本県産牛肉のデザインとして利用することができます。
- 2 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 3 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、熊本県は一切の責任を負いません。
- 4 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 利用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 7 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者が生じた損害について、熊本県は一切の責任を負いません。
- 8 マークの適切な利用を図るため、利用の状況、利用したい熊本県産牛肉の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 熊本県産牛肉に関するくまモンイラスト利用管理規程は、必要に応じて変更することがあります。

別記様式第3号

熊本県産牛肉マークくまモンイラスト利用許諾取消し通知書

(申請者) 様

畜第 号  
年 月 日

熊本県知事 氏 名

年 月 日付けで利用許諾しました熊本県産牛肉マークくまモンイラストの利用については、下記の理由により利用許諾を取り消します。

記

(取消理由)